

# 仕様書

この仕様書は、佐賀県危機管理防災課（以下、「発注者」という。）が購入する災害用トイレコンテナの性能、諸元、各部構造について、定めるものである。

## 1 目的

トイレコンテナは、災害時に上下水道をはじめとしたライフラインが途絶した場合に、被災地の指定避難所等で主に使用する。

## 2 納入期限

令和8年3月30日（月）

※期限にかかわらず可能な限り早期の納品に努めること。

※検査の期間を2週間程度確保できる日に納品すること。

## 3 納入台数

1台

## 4 納入場所

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課が指定する場所

## 5 コンテナの仕様

被災地などで使用することも想定されるため、コンテナの部材は耐久性に富む部材を使用すること。

### (1) コンテナの外寸

- ・全長 9,500 mm以内 ±20 mm
- ・全幅 2,600 mm以内 ±20 mm
- ・全高 3,700 mm以内 ±20 mm（基礎の高さ含む）

※仕様を満たさない場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

### (2) コンテナの重量

コンテナの重量は6.5t以下（し尿、清水を含まず）とし、中型免許で運転可能な車両に積載し、運搬できるようにすること。

### (3) 耐環境

0℃～40℃の環境において問題なく使用できること

### (4) 移動方法

- ①移動が必要になった場合、トラックに容易に積込み、移動できる仕様とすること。
- ②移動させる際、クレーンで吊ったことによりコンテナが損傷しないように必要な補強を施すこと。

(5) その他

- ①当該トイレコンテナは建築物に該当するため、基礎工事を実施すること。
- ②コンテナの材質の指定はしないが、10年以上使用できる材質を選定するものとし、劣化しやすい材料を使用する場合は、予め発注者の承諾を得たうえで、防錆塗装などを施すこと。

## 6 トイレ全般

トイレコンテナとしての機能を満たし、使用する全ての部材は精選された耐久性に富むものを使用すること。

(1) トイレ室

- ①個室を3室設けること。
- ②個室の内訳は、男性用1室、女性用1室、バリアフリー用1室とする。

(2) トイレ個室の内寸

[一般用]

- ・全長 1,500 mm ± 200mm
- ・全幅 1,000 mm ± 200mm
- ・全高 2,500 mm ± 200mm

[バリアフリー用]

- ・全長 1,800 mm ± 200mm
- ・全幅 2,000 mm ± 200mm
- ・全高 2,500 mm ± 200mm

※仕様を満たさない場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

(3) 洗浄水量

1回あたりの洗浄に要する水量は3～5Lとする。

(4) トイレ室内装及び便器

- ①トイレ及びトイレ室は、国土交通省の快適トイレの仕様を満たしたものにすること。
- ②便器は洋式便座（ウォシュレットなし暖房便座）とし、陶器製の製品すること。
- ③トイレ室には、適切な位置にトイレトーパーホルダー、小物収納棚、手摺り、除菌液ホルダーを取り付けるとともに各扉に施錠機能を設けること。
- ④バリアフリー用トイレには、手洗い場を設けること。
- ⑤男性用トイレ、女性用トイレには、手洗い場の設置は不要。
- ⑥トイレ室内の照明は、LED照明とし、適切な位置に設置すること。
- ⑦トイレ室内の床は、防水加工を施し、排水口を設置すること。

#### (5) トイレの入り口

- ①男性用、女性用、バリアフリー用のトイレであることが、利用者が容易に判別できるように入り口付近にシールの貼付や看板の設置を行うこと。
- ②バリアフリー用トイレの出入口は引き戸（スライドドア）とし、車椅子での進入が容易に行えるようにすること。
- ③男性用トイレ・女性用トイレの出入口は開き戸とし、ドアノブは左側に設置すること。
- ④段差がないように施工すること。段差が生じる場合には、スロープを設置し、段差を解消すること。

#### (6) 電源

- ①商用電源（AC100V）で稼働できるものであること。
- ②予備電力確保のため、充電用ソーラーパネル（2kW以上）を設けること。
- ③余剰電力を蓄えておくための蓄電池（15kWh以上）を設けること。
- ④停電時などの電源として発電機での運転も可能であること。

#### (7) 上下水道の接続

- (1) 被災地において上水道および下水道に容易に接続・取り外しができる機工を設けること。

### 7 コンテナ文字入れ及びラッピング

- (1) コンテナ全体（コンテナ側面の50%以上の面積とし、可能な限り広い面）に施工することとし、デザイン等の詳細は、協議の上決定する。
- (2) 施工方法は、マグネットシートとすること。
- (3) デザインの校正は、3回以上行うこと。

### 8 IoTシステム

トイレコンテナの以下の情報をクラウド上にデータをあげることで、遠隔地でもトイレコンテナの稼働状況を容易に把握できるシステムを設けること。

- ・使用回数
- ・清水/汚水タンクの残量
- ・非常ボタンの作動状況
- ・空室状況
- ・稼働状況（使用頻度）
- ・トイレを設置している場所の外気温（凍結対策）

また、以下のいずれかの状態となった際に自動的に設定したメールアドレスにメール通知する機能を有すること。

- ・ 清水タンクの残量がある一定の量より少なくなった場合
- ・ トイレコンテナに修理が必要な状態となった場合

## 9 自己処理ユニット

### (1) 浄化処理の方法

微生物処理、膜ろ過など浄化処理の方法は問わないが、し尿を洗浄水として利用できるものであること。

### (2) 浄化処理の能力

100回/日以上浄化能力を有し、かつ各社で対応できる最大能力であること。

### (3) その他

- ① 自己処理ユニットに部外者が立入ることがないように施錠できること。
- ② 下水道に繋ぎ込みを行わず使用した場合の自己処理ユニットの維持費（修理代は含まず定期点検費用のみ）が、300千円/年以下となるようにすること。
- ③ し尿やトイレトーパー等を可能な限り減容化出来る機工を備えていること。

## 10 清水タンク

- (1) トイレを移設後すぐに利用できるように清水タンク（100L以上）を設けること。
- (2) 清水タンクを設置している場所に部外者が立入ることがないように施錠できるようにすること。

## 11 汚水タンク

- (1) 自己処理ユニットによる処理を行う前のし尿を一時保管することが出来るトイレについては、1,300L以上のタンクの容量があること。
- (2) 汚水タンクを設置する場合には、余剰水タンクの汲取口及び強制排水口（ドレインホース含む一式）を設け、下水道に直接繋ぎこみができる仕様にする事。
- (3) 汚水タンクを設置している場所に部外者が立入ることがないように施錠できるようにすること。

## 12 余剰水タンク

- (1) 自己処理ユニットでし尿から生成された洗浄水を一時的に貯蔵しておくためのタンクを有すること。
- (2) 余剰タンクは500L以上の容量があること。
- (3) 余剰水タンクを設置している場所に部外者が立入ることがないように施錠できるようにすること。

## 12 メンテナンス

- (1) 概ね1回/年の定期点検で問題なく稼働できるものであること。
- (2) 定期点検の実施については、特定の業者だけでなく、幅広い業者が対応できるものであること。
- (3) 1日100回トイレを下水道に繋ぎこまない状態で使用したと仮定して、汚泥や余剰水の抜き取りが年間4回以下になること。
- (4) 他県の被災地などで修理が必要な状態になっても、近傍の営業拠点などから迅速な対応が可能であること。

## 13 保証

- (1) 保証期間は、納入の日から1年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこととする。
- (2) メーカー保証が1年以上ある場合には、メーカー保証を優先する。
- (3) 完成品の納入1年以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

## 14 取扱説明

トイレコンテナの操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議すること。

## 15 諸手続き等

- (1) 平常時に使用場所における水道、浄化槽、電気の引込み工事の施行、基礎工事、それに伴う必要な手続きの一切は受託者の責で行うこと。
- (2) 建築基準法の行政庁に対して、建築確認申請と建築完了申請を受注者の責で行うこと。
- (3) 予備検査やその他必要な検査は、受注者がその手続き等の一切行うこと。

## 16 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに次の図書を提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。  
また、トイレコンテナ作成に当たっては、発注者と受注者とで予め十分に打合せを行い、確認・調整を行うこと。

- ①製作工程表
- ②トイレ室内装図面
- ③寸法入りコンテナ図面
- ④自己処理ユニットの処理フロー図
- ⑤その他、発注者が指示するもの

(2) 完成納入にあたっては、次の書類を提出すること。

- ①納品書
- ②取扱説明書
- ③保証書
- ④建築確認済証
- ⑤その他、発注者が指示するもの

#### 17 その他の留意事項

- (1) 各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。
- (2) 完成製品の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (3) 製品の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。
- (4) 受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。
- (5) この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。